指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名及び住所

業 者 名	住　　所	備　　考
八千代エンジニヤリング（株）	東京都台東区浅草橋5－20－8	

2. 指名停止措置期間　　令和8年11月21日 ～ 令和8年12月20日 **（1箇月）**

3. 指名停止措置の適用範囲　　笠間市が発注する建設工事等

4. 事実概要

八千代エンジニヤリング（株）は、市が発注した諏訪クリーンパークの施設整備に係る基本設計及び実施設計業務において、成果品を引き渡したが、その後の工事において、令和5年1月6日に貯水槽の水張試験のため注水していたところ、場内側に擁壁の一部が倒壊する事故を発生させた。

成果報告書では、底版コンクリート内部の鉄筋と、擁壁内部の鉄筋を一体化し強度を確保する構造計算であったにも関わらず、設計時に接続部の詳細図を記載しなかった。

更に、同社は施工監理業務において、設計に基づく接続部材の確認を怠り、工場検査時に鉄筋と接続部材が接続されていることを見落とし、鉄筋と接続部材が接続されないまま施工させたことが倒壊事故の原因となった。

5. 指名停止の理由

「笠間市建設工事請負業者指名停止等規程」別表第1　第2号に該当するため。

＜笠間市建設工事請負業者指名停止等規程　別表第1＞

措　置　要　件	期　　間
（過失による粗雑工事） 2　市工事等の施工に当たり、過失により市工事等を粗雑にしたと認められるとき（かしが軽微であると認められるときを除く。）。	当該認定をした日から1箇月以上6箇月以内

問い合わせ先
笠間市総務部財政課契約検査室
笠間市中央三丁目2番1号
電話　0296－77－1101（内線219・220）